

注目!!

あなたの医療費負担は

増えるの?
減るの?

医療制度改革

4月から診療報酬が引き下げられます。また、高齢者医療制度や健康保険制度の改正を盛り込んだ医療制度改革関連法案も、2月に国会に提出されました。この改革は、私たちの生活にどのように影響するのでしょうか。

診療報酬引き下げで患者の負担も軽減!?

平成18年の診療報酬が、4月から、全体で3.16%引き下げられます。治療行為や調剤などの「本体部分」が△1.36%、薬価・医療材料部分は△1.8%（薬価ベースでは△6.7%）、これは、過去最大の下げ幅となります。また、介護報酬についても、0.5%の引き下げとなります。

しかしながら、本年10月から順次実施される医療制度改革では、患者の自己負担増や給付削減が盛り込まれており、最終的に患者の負担が減るのかどうかはまだ不透明といえます。

また、患者がジェネリック医薬品（後発医薬品）を選ぶことで、薬代を安くすることができます。

医療制度改革のスケジュール

平成18年
10月から

- ・高額療養費の自己負担限度額引き上げ
- ・70歳以上の入院の食費・居住費負担の見直し
- ・70歳以上の患者負担の見直し
- ・出産育児一時金の引き上げ
- ・埋葬料（費）の引き下げ
- ・標準報酬月額や標準賞与額の見直し
- ・傷病手当金や出産手当金の見直し
- ・新しい高齢者医療制度の創設
- ・70～74歳の高齢者の患者負担の見直し
- ・小学校入学前の乳幼児は2割負担

平成19年
4月から

- ・高額療養費の自己負担限度額引き上げ
- ・70歳以上の入院の食費・居住費負担の見直し
- ・70歳以上の患者負担の見直し
- ・出産育児一時金の引き上げ
- ・埋葬料（費）の引き下げ
- ・標準報酬月額や標準賞与額の見直し
- ・傷病手当金や出産手当金の見直し
- ・新しい高齢者医療制度の創設
- ・70～74歳の高齢者の患者負担の見直し
- ・小学校入学前の乳幼児は2割負担

平成20年
4月から

- ・高額療養費の自己負担限度額引き上げ
- ・70歳以上の入院の食費・居住費負担の見直し
- ・70歳以上の患者負担の見直し
- ・出産育児一時金の引き上げ
- ・埋葬料（費）の引き下げ
- ・標準報酬月額や標準賞与額の見直し
- ・傷病手当金や出産手当金の見直し
- ・新しい高齢者医療制度の創設
- ・70～74歳の高齢者の患者負担の見直し
- ・小学校入学前の乳幼児は2割負担

気になる用語解説

診療報酬とはなんでしょう？これは、病院や薬局など医療機関が受け取る報酬のことです。診療報酬が引き下げられるということは、理論上では、これを一部窓口負担している私たち患者も負担が軽くなることになります。

医療制度改革関連法案のおもな内容

<平成18年10月から>

- 高額療養費の自己負担限度額(70歳未満・低所得者を除く)の引き上げ

【現行】

72,300円+ (医療費-241,000円)×1%
139,800円+ (医療費-466,000円)×1%
(標準報酬月額56万円以上の人)

【改正後】

80,100円+ (医療費-267,000円)×1%
150,000円+ (医療費-500,000円)×1%
(標準報酬月額53万円以上の人)

- 70歳以上の長期入院患者の食費・居住費を自己負担化

【現行】

2割

【改正後】3割



- 70歳以上の高齢者のうち、現役並み所得(夫婦世帯で年収約520万円、単身者で年収約380万円)の人の窓口負担の引き上げ

【現行】2割

【改正後】3割



- 出産育児一時金・家族出産育児一時金の引き上げ

【現行】1児につき30万円

【改正後】35万円



- 埋葬料(費)の引き下げ

【現行】

被保険者は標準報酬月額の1ヶ月分(最低保障10万円)
被扶養者10万円

【改正後】一律5万円



<平成19年4月から>

- 標準報酬月額の上下限の見直し

【現行】

上限98万円・下限9万8千円

【改正後】

上限121万円・下限5万8千円

- 標準賞与額の上限の見直し

【現行】1回あたり200万円

【改正後】年間540万円



- 傷病手当金の支給額に賞与の反映などの見直し

【現行】休業1日につき賃金の6割相当額を最長1年6カ月支給
【改正後】休業1日につき賃金の3分の2相当額を支給(支給額に賞与を反映)

※任意継続被保険者には支給されません

- 出産手当金の支給額に賞与の反映などの見直し

【現行】休業1日につき賃金の6割相当額を産休中の間支給
【改正後】休業1日につき賃金の3分の2相当額を支給(支給額に賞与を反映)

※資格喪失後6カ月以内に出産した場合や任意継続被保険者には支給されません

<平成20年4月から>

- 75歳以上の高齢者から保険料を徴収する後期高齢者医療制度の創設



- 70～74歳の高齢者の窓口負担の引き上げ

【現行】原則1割

【改正後】2割



- 乳幼児医療費の負担軽減(2割)の対象年齢の引き上げ

【現行】3歳未満

【改正後】小学校就学前

